

# 第12回軽米町議会臨時会

平成28年11月 7日（月）  
午前10時00分 開 議

## 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 デジタル防災行政無線整備2期工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	藤川敏彦君
総務課長	日山充君
町民生活課長	中野武美君
産業振興課長	高田和己君
地域整備課長	新井田一徳君
総務課担当主幹	吉岡靖君
町民生活課担当主幹	福田浩司君
産業振興課担当主幹	小林浩君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤暢芳君
議会事務局長補佐	小林千鶴子君
議会事務局主査	鶴飼義信君

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） おはようございます。

ただいまから、第12回軽米町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は、14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付けで町長から、議案4件の提出がありました。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

10月31日午後2時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案4件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が整った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において10番、本田秀一君、11番、細谷地多門君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号から議案第4号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦 求君） 日程第3、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてから日程第6、議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてから議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）について、総務課長、日山充君。

[総務課長 日山 充君登壇]

○総務課長（日山 充君） 議案第1号から議案第4号までの提案理由を説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めるものです。

内容ですが、議案第1号につきましては、和解及び損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額は、19万3,179円です。和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないとするものです。損害賠償の原因は、平成28年8月30日午後11時頃、軽米町大字晴山 町道下晴山線において、消防団による水防活動中に、浸水により相手方の自家用車のエンジンが破損し損害を与えたものです。

次に、議案第2号につきましては、和解及び損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりです。損害賠償の額は、4万673円です。和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないとするものです。損害賠償の原因は、平成28年9月28日午後1時20分頃、盛岡市八幡町

において、職員が公用車を運転中に相手方宅の家屋の窓格子に接触し損害を与えたものです。

次に、議案第3号の提案理由を説明申し上げます。議案第3号は、デジタル防災行政無線整備2期工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものです。

変更の内容ですが、契約金額は455万6,520円を増額し、1億6,655万6,520円とするもので、工事概要につきましては、再送信子局が整備されるミレットパークの受信状況が不安定であることから、新大鳥地区に再送信子局を整備し、当初整備予定の観音林南地区の拡声子局を後年度整備とし、再送信子局を2基から3基へ、拡声子局を17基から16基に変更しようとするものです。

次に、議案第4号の提案理由を説明申し上げます。議案第4号は、平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）です。内容ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億6,952万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ73億5,772万6,000円とするものです。また、地方債の補正

は、第2表のとおり災害復旧事業に係る地方債として、限度額1億6,450万円を追加しようとするものです。

議案第1号から議案第4号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案4件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際、総括的な質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案4件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は、議長を除く全員を選任することに決定しました。平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会終了まで、休憩します。

午前 10時10分 休憩

午後 零時03分 再開

○議長（松浦 求君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第1号から議案第4号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君）日程第3、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてから日程第6、議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）までの4件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第4号までの4件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、館坂久人君。

[特別委員長 館坂久人君登壇]

○特別委員長（館坂久人君） 本特別委員会に付託された議案は、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてから議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）までの4件でありました。4件とも活発な議論、慎重審議がなされ、全ての議案で意見が出され、当局の出席のもと質問も出されました。結果についてご報告申し上げます。すべての議案満場で可と決したことをご報告いたします。

○議長（松浦 求君）委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決をもとめることについてから議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）までの4件を採決します。

お諮りします。

議案第1号から議案第4号までの4件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号から議案第4号までの4件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦 求君）異議なしと認めます。

よって、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決をもとめることについてから議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）までの4件は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

- 議長（松浦 求君） これで、本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
これをもって、第12回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 零時07分）